

所管事務調査報告書

～放課後児童健全育成事業のあり方について～

厚生文教委員会

令和7年1月

目 次

1. 調査事項	1
2. 調査の経過及び実施内容	2
3. 厚生文教委員会行政視察等の実施内容 ・厚生文教委員会行政視察	5
4. まとめ	8
(資料)	別冊

1. 調査事項

○放課後児童健全育成事業のあり方について

令和5年2月、当時の市民福祉委員会が出された所管事務調査報告書では、保護者が主体となって運営を行っている放課後児童クラブと意見交換を行い、その中で支援員との労使関係に関する課題、運営方針の決定をゆだねられる責任、そして毎年多くの予算を伴う事業を運営するために必要とされる経営の専門性など、多岐にわたる課題が確認されている。さらに、先進地の視察、アンケートなどを行い、本市の放課後児童健全育成事業においては、保護者主体の運営については抜本的な改善が必要であるという結論を出していた。

しかし、現状においては改善されていない放課後児童クラブが多く、今までどおりの運営が行われている中、いくつかのクラブから保護者主体の運営委員会での事業継続が難しく、市での公設公営を求める要望書が提出される事態となっている。

そこで、井原市議会厚生文教委員会では、現状の保護者主体の運営委員会方式の問題点を再度洗い出し、公設公営や社会福祉法人、NPO法人、企業などへの直接委託も視野に入れ、保護者負担の軽減に資する放課後児童クラブの運営方法の改善について調査をすることといたしました。

2. 調査の経過及び実施内容

○令和5年 9月 4日

- ・「放課後児童健全育成事業のあり方について」所管事務調査とすることに決定

○令和5年 9月13日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・執行部の出席を求め調査を実施

[質疑内容]

①市内クラブの現状について

②保護者が主体となって運営することの課題及びその解消について

③市による事業実施について

- ・「放課後児童健全育成事業のあり方について」を令和6年9月定例会までの継続調査とすることに決定

○令和5年10月24日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・12月定例会における調査内容を協議

○令和5年12月 4日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・12月定例会における調査内容を協議・決定

○令和5年12月12日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・執行部の出席を求め調査を実施

[質疑内容]

①市内クラブの現状について

②令和6年度クラブ利用登録見込み（小学校区単位）について

③井原市公共施設個別施設計画で統合となっている施設への対応について

④放課後児童クラブ施設設置の考え方について

⑤放課後児童クラブ利用の考え方について

⑥運営委員会設置の考え方について

- ・引続き継続調査とすることに決定

○令和6年 2月27日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・ 2月定例会における調査内容を協議・決定

○令和6年 3月12日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・ 委員外議員からの説明の後、質疑・協議
- ・ 引続き継続調査とすることに決定

○令和6年 5月 9日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・ 6月定例会における調査内容を協議

○令和6年 6月10日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・ 6月定例会における調査内容を協議・決定
- ・ 行政視察について「放課後児童健全育成事業」に関する内容を調査事項の一つとして実施することに決定

○令和6年 6月18日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・ 執行部の出席を求め調査を実施

[質疑内容]

- ①各クラブの支援員の充足について（長期休暇中の対応含む）
 - ②委託料の算出方法について
 - ③放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況（実施開始年度から）
- ・ 引続き継続調査とすることに決定。
 - ・ 行政視察における質問事項等について協議

○令和6年 8月 2日

- ・ 実施した行政視察について委員間討議を行い、今後の進め方について協議

○令和6年 8月26日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・ 執行部の出席を求め調査を実施

[質疑内容]

- (1) 放課後児童健全育成事業の実施状況について
 - ①各放課後児童クラブの決算状況（直近）について
 - ②各運営委員会の構成・組織形態について
 - ③各運営委員会における業務の外部委託の有無について（有の場合はその業

務内容)

- ・引続き継続調査とすることに決定。

○令和6年 9月 9日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・9月定例会における調査内容を協議・決定

○令和6年 9月19日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・執行部の出席を求め調査を実施

[質疑内容]

- ①委託料の算出基準について
- ②安全計画の策定状況について
- ③BCPの策定状況について
- ④繰越金の内容（内訳）について
- ⑤本事業の自己評価・第三者評価について
- ⑥井原小学校仲よしクラブの状況について
- ⑦その他

○令和6年12月 2日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・12月定例会における調査内容を協議・決定

○令和6年12月10日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・調査報告書の作成について協議

○令和7年 1月23日

所管事務調査「放課後児童健全育成事業のあり方について」

- ・調査報告書の作成について協議

3. 厚生文教委員会行政視察の実施内容

【行政視察】

令和6年7月16日～18日

「放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）について」を調査事項とし、7月17日に滋賀県草津市を行政視察

放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）について

・滋賀県草津市

現状

公設（指定管理にて民営） 14か所

民設民営 23か所

民間の事業所、社会福祉法人、NPO法人などに指定管理を委託している。

指定管理期間は5年間。

平成27年度以降、児童数の増加が著しい地域に必要なに応じて広域での通所を対象とした民設児童育成クラブを設置。

課題

児童数の増加が見込まれる小学校区においては、民設民営の児童育成クラブの新設拡大を検討する必要がある。その一方で中長期的な視点において人口減少が確実に進む中、将来的な児童育成クラブの在り方についても、考慮していく必要がある。

草津市「放課後子ども教室」

現状

14学区中2学区で実施

課題

余裕教室が少ないため、実施校数や実施回数を増やす事が困難な状況。

事業概要

令和6年度 市内の児童育成クラブの設置状況（市内全14学区）

○公設児童育成クラブ 14クラブ（指定管理者による委託運営）

○民設児童育成クラブ 23クラブ（補助金等による支援）

民設児童育成クラブ施設整備事業補助金

新たに児童育成クラブ保育事業を実施するために必要な施設の整備及び修繕並びに既存施設の改修に要する経費

補助率 2分の1

補助基準額 ・定員が40人まで 4,000,000円
・定員が80人まで 8,000,000円

新たに児童育成クラブ保育事業を実施するために必要な初度備品の購入並びに既存施設の改修に伴う必要な備品の購入に要する経費

補助率 2分の1

補助基準額 ・定員が40人まで 1,000,000円
・定員が80人まで 2,000,000円

民設児童育成クラブ運営事業補助金

学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施する場合		その他の場合	
児童数区分	基準額	児童数区分	基準額
20人以上30人未満	7,505,886円	20人未満	6,429,526円
30人以上40人未満	7,674,946円	20人以上30人未満	6,595,586円
40人以上45人未満	7,844,005円	30人以上40人未満	6,767,646円
45人以上50人未満	14,556,905円	40人以上45人未満	6,936,705円
50人以上60人未満	14,725,965円	45人以上50人未満	12,742,305円
60人以上70人未満	14,895,025円	50人以上60人未満	12,911,365円
70人以上80人未満	15,064,084円	60人以上70人未満	13,080,425円
80人以上	15,233,144円	70人以上80人未満	13,249,484円

送迎補助

授業終了後の学校等から民設民設児童育成クラブへの移動時の付き添いやバス等による送迎に係る費用を補助

補助基準：1支援単位あたり年額479,000円

※他の小学校や駅その他市長が認める場所まで送迎を行う場合
年額479,000円

賃借料補助

1支援単位当たり年額2,996,000円

加配支援員等加算

1人当たり年額2,412,400円を基準額に加算

弾力運用加算

1,309/月

夏季弾力運用加算

2, 6 0 1 円/月

学校休業期間弾力運用加算

5 1 円に各学校休業期間における開設日数を乗じて得た額

児童育成クラブの設置や運営方針は国の運営方針で行っている。

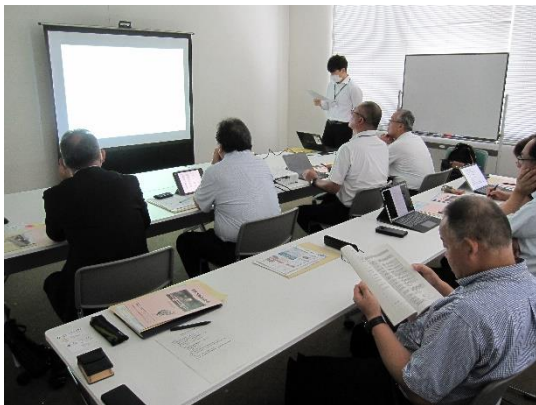
公設と民設の違いは、公設の方が学校内にあるため人気が高い。民設は開所時間の延長や、送迎などを行っている。

各クラブの利用状況は、4月1日には満員となる。

支援員の勤務体系福利厚生については、常勤プラスアルバイトといった体制で行っている。

保育料は公設、民設 9, 0 0 0 円

障害児、医療的ケア児の受け入れについては、保護者からの申請によって行っている。



4. まとめ

厚生文教委員会では、子育て支援及び児童の健全育成において重要な役割を担っている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、令和5年2月に当時の市民福祉委員会が出された、「保護者主体の運営については抜本的な改善が必要である」という結論に基づいて調査・研究を行ってきた。

そうした中、いくつかのクラブから保護者主体の運営委員会の事業運営が難しく、市での公設公営による運営を求める要望書が提出された。

また、1児童クラブにおいて、放課後児童支援員の確保ができなくなり運営が困難となったことにより放課後児童クラブが解散し、当クラブの児童が別校区の放課後児童クラブへ分散入所するといった混乱も生じた。

このような中、委員会では数度にわたる執行部への質疑や資料要求、委員外議員への意見聴取などの調査を実施した。また、行政視察では運営委員会方式から公設民営や民設民営での運営に移行したという先進自治体の説明を受けた。

こうした調査から、厚生文教委員会として「保護者主体の運営委員会による運営方式には改善が必要」であると再度認識をした一方で、現在の運営状況に対して「運営に関しての統一した指針や基準がない」「支援員の賃金格差」「サービスの質の担保・統一」といった運営全般に関わる課題を指摘し、対応が必要な事項とした。

また、保護者負担の低減及び放課後児童クラブの安定運営を目指すためには、運営全般に関わる課題への対応と併せて、公設公営への移行や公設民営方式における委託先の拡大を検討していく必要がある。委員間討議では、現状の運営委員会方式に加え、地域の実情に合わせて柔軟に選択実施できるようにする。などの改善が必要といった意見もあった。

そうした中、令和6年9月定例会の一般質問での答弁において、井原市としては、社会福祉法人、NPO法人、企業などへの「外部委託も検討する」という方針が示されたところである。

最後に、今後小学校の統合も視野に入ってくる中、放課後児童クラブの安定的な運営や児童健全育成環境の向上を図るためには、一日も早い運営を担う保護者の負担低減、また法人等への外部委託や公設公営も視野に入れた事業全体の見直しが必要であるという結論に至った。

こどもまんなか社会、こどもを安心して生み育てられるまちづくりの実現のため、適正かつ持続可能な放課後児童健全育成事業の実施を望むものである。

令和 7 年 1 月

井原市議会厚生文教委員会

委員長	坊野公治
副委員長	沖久教人
委員	佐藤文豊
委員	大滝己則
委員	柳井一徳
委員	西村慎次郎
委員	柳原英子